

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年3月4日	
【会社名】	株式会社タカチホ	
【英訳名】	Takachiho Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保田 一臣	
【本店の所在の場所】	長野県長野市大豆島5888番地	
【電話番号】	026-221-6677(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺島 千博	
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市大豆島5888番地	
【電話番号】	026-221-6677(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺島 千博	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	136,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)	

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数	内容
普通株式	50,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年3月4日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】**(1)【募集の方法】**

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	50,000株	136,600,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	50,000株	136,600,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,732	-	100株	2025年3月21日	-	2025年3月24日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社タカチホ 管理本部	長野県長野市大豆島5888番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社八十二銀行 本店	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
136,600,000	2,900,000	133,700,000

（注）1．新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額は主に弁護士費用及び割当予定先等の調査費用です。

（2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
JAICリブランディングファンド投資事業有限責任組合（仮称）への出資金	136,600,000円	2025年4月～2027年3月

（注）1．上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて管理します。

2．日本アジア投資株式会社（以下「日本アジア投資」といいます。）は1981年に経済同友会を母体として設立され、設立以来、投資活動を通じて日本とアジアの架け橋としての役割を担うほか、国内ではベンチャーキャピタル業務を中心としたプライベートエクイティ投資と再生可能エネルギー等のプロジェクト投資を行う投資会社です。プライベートエクイティ投資の分野においては、クロスボーダーでのFA（Financial Advisor：M&Aの支援）業務やアジア進出支援を目的としたファンドの運営を行っており、また、大手金融機関との合弁による後継者不在に悩む企業の支援を目的とした事業承継ファンドの共同運営なども行なっています。

当社と日本アジア投資との業務提携において、当社は日本アジア投資が組成するJAICリブランディングファンド投資事業有限責任組合（仮称）（以下「リブランディングファンド」といいます。概要は下記「リブランディングファンドの概要」をご参照ください。）に対して有限責任組員として出資を行い、ファンドの投資先企業とのアライアンスを通じて当社の事業拡大を目指す方針です。具体的な投資先企業としては、菓子・食品・工芸品・雑貨・キャラクター商品等の卸売、小売及び製造等（以下「土産関連事業」といいます。）を手掛ける企業を想定しています。このような地域特産品等を扱う企業には魅力ある商材がある一方で、販路や技術、資金的な課題を抱える企業も多く、そのような企業の商材を、当社の販路や商品開発力を活かした事業展開を協働して行うことで当社事業の拡大を目指すものです。その際、当社としてこれらの企業と個々に協業関係を築くよりも、40年以上の投資活動を通し、300社を超える投資先でIPOを実現する等、企業の発掘能力に長けた日本アジア投資の運営するリブランディングファンドを通じて資本関係を持つことで、より強固な協業関係を効率的に築くことが可能と考えています。また、当社の限られた資金のみで資本関係を持つよりも、土産関連事業に特化したリブランディングファンドへの出資を通じて広く資本関係を持つ方が、より多くの企業との協業機会が得られるため効率性が高く、また、リブランディングファンドの投資先企業の管理の機能（投資先企業の定期的な業績の確認、経営者へのヒアリングによる会社状況の把握、課題への対応策の提案等）により当該企業のガバナンスの強化も期待できるため、協業による取引の透明性や持続性が高まります。そのため、本自己株式処分により調達する資金については、リブランディングファンドへの有限責任組員として出資金に全額を充当することにしました。

リブランディングファンドの概要

（1）名称	JAICリブランディングファンド投資事業有限責任組合（仮称）
（2）所在地	東京都千代田区九段北三丁目2番4号
（3）設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
（4）組成目的	土産関連企業の株式取得、買収及び事業譲受を行い、業務効率の改善等による企業価値の向上を図る。
（5）組成日	2025年4月～2025年6月（具体的な組成日未定）
（6）出資の総額	未定

<p>(7) 出資者・出資比率・出資者の概要</p>	<p>出資者：日本アジア投資株式会社 出資比率：未定 出資者の概要： 所在地：東京都千代田区九段北三丁目2番4号 代表者の役職・氏名：代表取締役 丸山 俊 事業内容：投資運用事業、投資開発事業、ファンド・プラットフォーム事業 資本金：5,925 百万円(2024年9月30日時点)</p> <p>出資者：当社 出資比率：未定</p> <p>その他の出資者は未定</p>
<p>(8) 業務執行組合員の概要</p>	<p>日本アジア投資株式会社 詳細については上記(7)をご参照ください。</p>
<p>(9) 当社と当該ファンドとの関係</p>	<p>当社は当該ファンドの有限責任組合員として136,600,000円を出資いたします。</p>
<p>(10) 当社と当該業務執行組合員との関係</p>	<p>資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況：当社は当該業務執行組合員との間で2025年3月4日付けで業務提携契約を締結いたします。詳細は、「第3 第三者割当の場合の特記事項」、「1 割当予定先の状況」、「(2)割当予定先を選定した理由」をご参照ください。</p>

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	投資事業有限責任組合JAICスペシャルティファンド
(2) 所在地	東京都千代田区九段北三丁目2番4号
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4) 組成目的	土産物業界、小売業界、観光業界の上場企業等の事業者に対する投資事業を行い、株式売却によるキャピタルゲインを得る目的
(5) 組成日	2025年1月17日
(6) 出資の総額	160百万円
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要 出資比率10%以上の出資者のみを記載しております。	<p>出資者・出資比率：ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合 12.5% 出資者の概要：住所：東京都港区虎ノ門三丁目4番10号虎ノ門35森ビル3階 無限責任組員：ガバナンス・パートナーズ株式会社 代表取締役 丸山 俊</p> <p>出資者・出資比率：辻・本郷税理士法人 62.5% 出資者の概要：住所：東京都新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル31階 代表者の役職・氏名：代表社員 桑木 小恵子</p> <p>出資者・出資比率：日本アジア投資株式会社 25% 出資者の概要：所在地：東京都千代田区九段北三丁目2番4号 代表者の役職・氏名：代表取締役 丸山 俊 事業内容：投資運用事業、投資開発事業、ファンド・プラットフォーム事業 資本金：5,925百万円（2024年9月30日時点）</p>
(8) 業務執行組員の概要	日本アジア投資株式会社 詳細については上記(7)をご参照ください。なお、当該会社が共同運営者である投資事業有限責任組合JAICパートナーズファンドは、2025年2月7日付で、当社の株式を42,000株保有する株主となりました。2024年9月30日現在の議決権総数6,414個に対する保有議決権割合は6.55%です。
(9) 当社と当該ファンドとの関係	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況：いずれも該当事項はありません。
(10) 当社と当該業務執行組員との関係	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況：当社は当該業務執行組員との間で2025年3月4日付で業務提携契約を締結いたします。詳細は、以下の「(2) 処分予定先を選定した理由」をご参照ください。

(注) 割当予定先、その業務執行組員、割当予定先の出資者及び当該出資者の代表者（以下「割当予定先等」といいます。）について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティングに調査を依頼し、2025年2月19日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先等のいずれかが反社会的勢力である、又は割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先等が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と一切の関係がない旨の確認書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は観光土産品を中心とした専門商社として、各地域の特産品を活かした商品開発や地域特産品の発信による地域活性化に貢献してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出に伴う外出自粛要請等に伴う国内観光客の大幅な減少により、主力事業である観光みやげ品に係るみやげ卸売事業、みやげ小売事業及びみやげ製造事業において非常に大きな影響を受け、連結決算では2021年3月期及び2022年3月期と2期連続の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。そのような状況ではありましたが業務体制の見直しに加え、新型コロナウイルスの5類感染症移行後には経済活動が正常化したことで2023年3月期には過去最高の親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、その後は商品企画の強化、商品構成の見直しを実施したことで、2024年3月期の連結決算では前年度を上回る売上高、営業利益、経常利益を計上することとなりました。足

下では、円安の進行に伴う海外からの旅行客の増加によるインバウンド需要や国内観光客も増加により観光土産市場も拡大しています。その結果、当社主力事業である観光みやげ品に係るみやげ卸売事業、みやげ製造事業において予想を上回り売上が増加したことに加え、各種経費の見直しによる販売管理費の圧縮も前倒しで進んだことにより、収益についても予想を上回ることとなりました。

当社は、2026年3月期までの中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を定めており、2026年3月期には連結売上高110億円、営業利益率3%以上の達成を目指し、「稼ぐシステムの再構築とビジネスモデルの改革」を基本計画として次の取組みを実施しております。

新たな販路の確立として、地域の特産品を活かし、少量多品種の商品を企画・開発できる体制を強化しております。加えて、2025年に開催される大阪万博への商品供給を足掛かりに、商圏の拡大を進めております。

生産性の向上として、一人当たりの生産性を高め、収益力を強化するための業務プロセスの見直しを実施しております。更に、利益最適化を目指しバリューチェーンにおいてそれぞれの役割見直しを進め収益力の強化に努めております。

地域との共生によるビジネスモデルの変革において、特産品を活かした商品開発ノウハウを地方創生に活かす手法を模索しております。

特に地域商材や地域特産品を活かした商品展開は収益に直結するものであり、これらの取組みを更に加速していくため、当社の現状の社内リソースを活用するだけでなく、広く外部企業と連携していく方針としました。

2024年5月28日、ガバナンス・パートナーズ株式会社（以下「ガバナンス・パートナーズ」といいます。）より当社株式の大量保有報告及び変更報告がなされ、ガバナンス・パートナーズのファンドが当社の主要株主となりました。また、ガバナンス・パートナーズの運営するファンドが日本アジア投資の主要株主でもあったことから、2024年6月27日、ガバナンス・パートナーズ及び日本アジア投資の代表取締役を務める丸山俊氏から、日本アジア投資の紹介を受け、日本アジア投資の投資先と当社のシナジーについて検討を重ねておりました。2024年12月頃、丸山俊氏から当社と日本アジア投資の具体的な業務提携の提案を受け、社外取締役、メインバンク、顧問弁護士事務所にも提案内容を相談し協議をした結果、日本アジア投資との業務提携を行うことで、同社が有する企業ネットワークや案件発掘力を活用し、本中期経営計画の達成に向けた取組みを行っていくこととし、2025年3月4日に、当該業務提携に係る業務提携契約の締結を当社取締役会で決議いたしました。日本アジア投資の概要については、「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」の記載をご参照ください。

今後、当社は日本アジア投資が新たに組成するファンドにも出資者として参画し、ファンドの投資先企業とのアライアンスによって相互に事業の拡大と企業価値の向上を目指していく方針です。

そして、当社及び日本アジア投資は、以下の事項に関する業務提携を行うことについて、2025年3月4日付けで合意しました。

お土産業界のロールアップに特化したファンド組成に関する協業

：地域商材を扱う企業は比較的規模が小さく、かつ魅力ある商材があるにも関わらず、資本政策や事業承継の課題を抱え、商材の価値を適切に高められていない面があります。当該企業を当該ファンドによりロールアップ（同じ業界の企業に対するM&Aや経営統合の手法により、経営効率を高めることで市場シェアの拡大を図ること）し、上記の課題を解消することで、各企業の持つ商材を活かしていくことを目指します。

上記で組成したファンドの投資先のバリューアップに関する協業

：ロールアップの対象となる企業の中には、設備投資やブランディング、販路拡大等の資金や人的リソースが不足している企業も多く、当社の有する販路や投資先企業の持つ商材を使った商品開発力を活かし、投資先企業のバリューアップ及びこれによる当社の業績の向上を目指します。

国内外（特にアジア・中国）におけるお土産品のブランディング・PR・マーケティングに関する協業

：日本アジア投資の持つアジアを中心とした商品マーケティングにより、投資先企業の商品を海外展開し、当社製品の海外販路の獲得を目指します。

その他、 から に関連して、当社及び投資先の企業価値向上に資すると双方が判断し合意する事項

：その他として現時点で決定した事項はありませんが、 から による効果を最大限に発揮するため、定期的なミーティングを実施したうえで、当社及び投資先企業の企業価値の向上に資するような取組みを検討し、 から の取組みを更に強化していく施策を実行していく方針です。

なお、これら から の協業により、日本アジア投資は、主力事業である投資運用事業において、業界、業種に特化した特色のあるファンドを組成することが可能となり、また、投資先企業のバリューアップによるファンドパフォーマンスの向上と業績拡大に加え、投資会社としてのプレゼンスの向上を期待しています。

以上のことから、当社は、「第1募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」にて記載したとおり、日本アジア投資が企業の発掘能力等に長け、かつ既存株主であるガバナンス・パートナーズと協議の上、当社の財務状況や成長戦略を最もよく理解し、成長のサポートを得られる企業であると考えたことにも鑑みて、上記の合意の内容に基づき、日本アジア投資が運営に携わるファンドである投資事業有限責任組合JAICスペシャルティファンド（以下「スペシャルティファンド」といいます。）を本自己株式処分における割当予定先として選定

しました。なお、日本アジア投資が運営に携わるファンドは複数あるものの、いずれのファンドも、当社とのシナジーが期待できるような、土産関連業界の上場会社への投資を行っておりませんでした。そこで、土産関連業界の上場会社への投資を行うファンドとして、新たにスペシャルティファンドを組成し、本自己株式処分における割当予定先として選定しており、割当予定先として適切であると考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、スペシャルティファンドの無限責任組合員である日本アジア投資より、前記「(2) 割当予定先を選定した理由」の乃至に掲げた業務提携の主旨に鑑み、本自己株式処分によりスペシャルティファンドが取得する当社普通株式を、スペシャルティファンドの期限である2027年12月31日までの期間において中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、スペシャルティファンドが払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、スペシャルティファンドからその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は2025年2月25日付のスペシャルティファンドの資産残高を銀行口座の残高書類により確認し、本自己株式処分により処分する株式(以下「本株式」といいます。)の引受けに必要な現金及び預金を保有していることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議の直前取引日(2025年3月3日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,732円としました。

取締役会決議の直前取引日における終値を採用することとしたのは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠して、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本株式の払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年3月3日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である2,723円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して0.33%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値の単純平均値である2,658円に対して2.78%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値の単純平均値である2,628円に対して3.96%のプレミアムとなる金額です。

以上のことから、当該処分価額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の処分条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本株式の処分につき決議いたしました。

なお、本自己株式処分の取締役会決議に際し、全監査役より、当該処分価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準にしていること、また、参考とした市場価額は取締役会決議日の前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による処分価額が有利発行に該当せず、適法である旨の意見が表明されております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式数50,000株(議決権数500個)の発行済株式総数(2024年9月30日現在727,500株)に占める割合は6.87%(小数点以下第三位を四捨五入)、2024年9月30日現在の議決権総数6,414個に対する割合は7.80%(少数点以下第三位を四捨五入)であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式処分は、当社の今後の事業拡大や企業価値向上に資するものと考えており、本自己株式処分に係る処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的な水準であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
投資事業有限責任組合JAICスペース シャルティファンド	東京都千代田区九段北三丁目2 番4号	0	0.00	50	7.23
久保田 一臣	長野県長野市	46	7.23	46	6.71
投資事業有限責任組合JAICパー トナーズファンド	東京都千代田区九段北三丁目2 番4号	42	6.55	42	6.07
ガバナンス・パートナーズ投資 事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門三丁目4番10 号虎ノ門35森ビル3階	41	6.41	41	5.94
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田 178番地8	31	4.85	31	4.50
宮尾 聡	長野県長野市	26	4.05	26	3.76
久保田 優子	長野県長野市	24	3.85	24	3.57
長野信用金庫	長野市大字鶴賀133-1	24	3.74	24	3.47
所 正純	長野県長野市	21	3.38	21	3.14
二本松 武典	長野県長野市	16	2.53	16	2.34
計		271	42.54	321	46.73

(注) 1. 2024年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合の内容は日本アジア投資が2025年2月12日付で関東財務局へ提出した大量保有報告書の内容を反映しております。

3. 上記のほか当社所有の自己株式81,582株(2024年9月30日現在)は割当後31,582株となります。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入し、表示しております。

5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権数6,414個に本自己株式処分により増加する議決権数500個を加えた数で除した数値であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第78期）及び半期報告書（第79期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2025年3月4日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年3月4日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第78期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年3月4日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

（2024年6月28日提出の臨時報告書）

1．提出理由

2024年6月27日開催の当社第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき40円と決定いたしました。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として久保田一臣、宮尾聡、寺澤和宏、寺島千博、湯原儀芳、山田暁子の6氏を選任するものであります。

なお、湯原儀芳氏、山田暁子氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として所正純、滝澤亮、宮澤幸彦の3氏を選任するものであります。

なお、滝澤亮氏、宮澤幸彦氏は社外監査役であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	3,738	10	-	(注)1	可決 97.45%
第2号議案					
久保田一臣	3,675	73	-		可決 95.80%
宮尾 聡	3,729	19	-		可決 97.21%
寺澤 和宏	3,737	11	-	(注)2	可決 97.42%
寺島 千博	3,736	12	-		可決 97.39%
湯原 儀芳	3,680	68	-		可決 95.93%
山田 暁子	3,734	14	-		可決 97.34%
第3号議案					
所 正純	3,738	10	-		可決 97.45%
滝澤 亮	3,735	13	-	(注)2	可決 97.37%
宮澤 幸彦	3,674	74	-		可決 95.78%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年2月13日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	831個	12.96%
異動後	411個	6.41%

(3) 当該異動の年月日

2025年2月7日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,000,000,000円

発行済株式総数 普通株式 727,500株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第78期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第79期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

株式会社タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 大河原 恵史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 槇田 憲一郎
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカチホの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカチホ及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2024年3月31日現在、繰延税金資産を295,147千円計上している。当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は309,507千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額666,514千円から評価性引当額357,007千円控除されている。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の事業計画を基礎として将来の収益力に基づく課税所得の見積りをもとに繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>課税所得の見積りの基礎となる事業計画における重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、事業別の売上予測、売上総利益率の予測、販売費及び一般管理費の予測である。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴うものであり、かつ、経営者の判断を伴うものであることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性を検討した。 ・一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業別の事業計画を入手し、当該事業計画が取締役会によって承認されていることを確かめた。 ・事業計画の前提となっている売上高の予測を含む重要な仮定及び算定基礎について検討するため、会社の事業に係る事業戦略や会社の施策等について経営者にインタビューを実施するとともに、国内旅行動向見通しなどの直近の利用可能な外部情報との整合性を確かめた。 ・経営者による事業計画策定プロセスの有効性を評価するため、過年度の事業別事業計画と実績とを比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカチホの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカチホが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は25百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 大河原 恵史

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 槇田 憲一郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカチホの2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカチホの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は298,466千円の残高があり金額的に重要である。注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、当該繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は310,308千円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額559,359千円から評価性引当額249,051千円が控除されている。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社タカチホ

取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 大河原 恵史
業務執行社員

指定社員 公認会計士 榎田 憲一郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカチホの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカチホ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務

諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。